

土木工事の成績評定の運用改正による効果の分析

坂本俊英* 大上和典** 金銅将史***

1. はじめに

国土交通省では、公共工事の受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として「請負工事成績評定要領」¹⁾（以下「要領」）を定めるとともに、その運用として「地方整備局工事成績評定実施要領」²⁾（以下「実施要領」）を定めている。同省発注の請負工事に対する成績評定は、この要領及び実施要領に基づき、定められた評定者（技術検査完了時に技術検査を行う技術検査官、工事完成時に工事の施工状況等を把握する技術評価官（総括的な技術評価を行う総括技術評価官及びその他の技術評価を行う主任技術評価官））により行われている。具体的には、各評定者がそれぞれの立場から実施要領に定められた考查項目（及びその細別）毎に設定されている複数の具体的な評価対象項目について、実施状況の水準や受注者により積極的に実施されたかどうか等を確認する。その結果に基づき、考查項目の細別毎に段階評価（これまでは3～5段階）が行われ、当該段階評価の結果に応じて予め設定されている評点（標準点＋段階評価結果に応じた加算点）を合計することにより当該工事に対する工事成績評定点が算出される仕組みとなっている。

なお、工事成績評定の結果は次回以降の工事における競争参加資格要件や総合評価落札方式における技術力評価の一要素となっている。したがって、技術力等の差が的確に評定結果に反映されることが望ましいが、これまでの運用からこの点においていくつかの課題が明らかになってきた。このため、これまで以上にきめ細かな評価を可能とすることなどにより技術力等の差がよりの確に反映されるよう実施要領を一部改正し、平成21年4月以降の中間技術検査及び完成検査から運用されている。

本稿では、当該改正以降の評定対象工事を対象として、考查項目細別の段階評価と評定点のデータを収集し、前年度（改正前）の評定対象工事のデータと比較することにより改正の効果（影響）について分析を

行った結果を報告したい。

2. 改正の概要

平成21年度より改正された工事成績評定における各考查項目及び細別毎の評定点の配点及び段階評価に応じた評点を表-1に示す。

主な改正点は以下のとおりであり、対応する箇所を表-1中に黄色で着色して示している。

2.1 段階評価の細分化

技術検査官の評定項目である「出来高」と「品質」（改正前は5段階評価）及び総括技術評価官の評定項目である「地域への貢献等」（同3段階評価）について、一段階評価が違うことによる評定点の差異が大きく、評価が特定の段階に偏って技術力の差が的確に表現しにくい課題があった。このため、評価段階を細分化（最大7段階）し、よりきめ細かな評価が可能となるよう改正されている。

2.2 評点配分等の見直し

考查項目・細別毎の評定点の配分について、特定の段階に評価が偏っている項目について配点が減じられ、逆にバラツキの大きい項目の配点が増えている。また、各考查項目・細別毎に複数設定されている具体的な評価対象項目についても、より技術力の差が反映されやすくなるよう等の観点から見直しが行われている。

2.3 「高度技術」から「工事特性」への見直し

都市部での工事、期間が長い工事、維持工事等の中には安全の確保、各種関係機関や地元との調整等において困難が伴う工事もあると想定される。このような、施工に困難が伴う工事でも的確に履行された場合にはより積極的に評価されるよう、特異な技術の活用という観点から「高度技術」として評価していた考查項目について、施工の困難性等の観点から「工事特性」として評価するよう見直しが行われた。あわせて、より広い視野からの評価とするため、評定者が主任技術評価官から総括技術評価官へ変更されている。

表-1 考查項目・細別毎の評定点の配点及び段階評価に応じた評点（改正前・後）

考查項目	施工体制				施工状況								出来形及び出来ばえ						改正前・高度技術 改正後・工事特性		創意工夫		社会性等	
	施工体制一般		配置技術者		施工管理		工程管理		安全対策		対外関係		出来形		品質		出来ばえ		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
評定点(100)	3.2	3.3	3.8	4.1	11.7	13.0	9.3	8.1	10.7	8.8	3.4	3.7	13.9	14.9	15.9	17.4	8.5	8.5	7.8	7.3	5.4	5.7	6.4	5.2
標準点(65)	2.6	2.9	2.6	2.9	9.1	9.4	6.9	6.1	6.9	6.2	2.6	2.9	9.1	9.3	9.1	9.4	6.5	6.5	2.6	3.3	2.6	2.9	4.4	3.2
加算点(35)	0.6	0.4	1.2	1.2	2.6	3.6	2.4	2.0	3.8	2.6	0.8	0.8	4.8	5.6	6.8	8.0	2.0	2.0	5.2	4.0	2.8	2.8	2.0	2.0
主任技術評価官	a		0.4	1.2	1.2		1.6	0.4	1.6	0.8	2.0	0.8	0.8	0.8	1.6	0.8	2.0							
	a'																	0		0		0		
	b	0.6	0.2	0.6	0.6	0.6	0.8	0.2	0.8	0.4	1.0	0.4	0.4	0.4	0.8	0.4	1.0							
	b'																	0		0		0		
	c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
d	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0								
e	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-0.4	-2.0	-2.0	-2.0	-2.0	-2.0	-2.0								
総括技術評価官	a							2.0	0.4	3.0	0.6									0			2.0	
	a'																						1.5	
	b							1.0	0.2	1.5	0.3											1.0	1.0	
	b'																						0.5	
	c							0	0	0	0											0	0	
d							-1.5	-1.5	-1.5	-1.5														
e							-3.0	-3.0	-3.0	-3.0														
技術検査官	a					2.0	2.0					4.0	4.0	6.0	6.0	2.0	2.0							
	a'											3.0		4.8										
	b					1.0	1.0					2.0	2.0	3.0	3.0	1.0	1.0							
	b'											1.0		1.6										
	c					0	0					0	0	0	0	0	0							
d					-3.0	-3.0					-4.0	-4.0	-5.2	-5.2	-2.0	-2.0								
e					-6.0	-6.0					-8.0	-8.0	-10.0	-10.0										

■: 改定箇所

※当該考查項目（細別）での各評価対象項目の状況に応じて加点

2.4 その他

現行の成績評定要領策定時（平成13年）に比べて総合評価落札方式が大幅に普及していることから、技術提案の履行状況が以降の工事発注時の評価において考慮されるよう、技術提案の履行状況を確認する項目が追加された。

3. 改正前後の評定結果の比較・分析

今回の改正の効果（影響）を把握するため、前節で述べた主な改正点に着目し、改正前後の工事成績評定データの比較・分析を行った。

3.1 分析対象

今回の実施要領の改正に伴う効果（影響）に対する分析は、国土交通省発注土木工事として、平成20年度完成の9,768件と平成21年度完成の9,717件を対象とし、両者の工事成績評定データを比較することにより実施した。比較・分析対象工事の概要を表-2に示す。同表には、工種別の内訳も示しているが、両年度でほぼ同様の内訳となっている。

3.2 段階評価の細分化

段階評価を細分化した項目のうち、技術検査官の評定項目である「出来形」及び「品質」について、標準的な場合の評点（評価c）を基準（0%）とし、満点（評価a）を100%としたときの得点率（加算点の獲得率）の分布を図-1に示す。なお、中間技術検査が複数回実施された工事では、各検査時の評定点の平均値を評定点の算出に用いることとしているため、必ずしも

表-2 成績評定データ分析対象工事

工種	H20	H21
一般土木	5,138件	4,880件
アスファルト舗装	1,058	1,086
鋼橋上部	177	245
造園	301	327
セメント・コンクリート舗装	36	21
プレストレスト・コンクリート	205	205
法面処理	133	136
塗装	262	272
維持修繕	2,384	2,488
しゅんせつ	39	29
グラウト	17	15
杭打ち	1	1
さく井	17	12
計	9,768	9,717

得点率（加算点の獲得率）の分布は評価の段階数（改正前5段階、改正後7段階）と一致しない。

改正前後の分布を比較すると、明らかに二極集中型から一定の広がりを持つ分布に変化していることから、実態に応じてよりきめ細かな評価が可能となったことが確認できたといえる。同様の傾向は、同じく段階評価の細分化（改正前3段階、改正後5段階）が行われた「地域への貢献等」（総括技術評価官）でもみられた。

3.3 評点配分等の見直し

各考查項目別の評定点（標準点+加算点）の平均得点率とその改正前後の変化を図-2に示す。多くの工事で満点となるなど得点率が高くあまり差がついていなかった項目（「施工体制一般」等）についてやや評定点の低下が見られる。技術力の差が反映されやすく

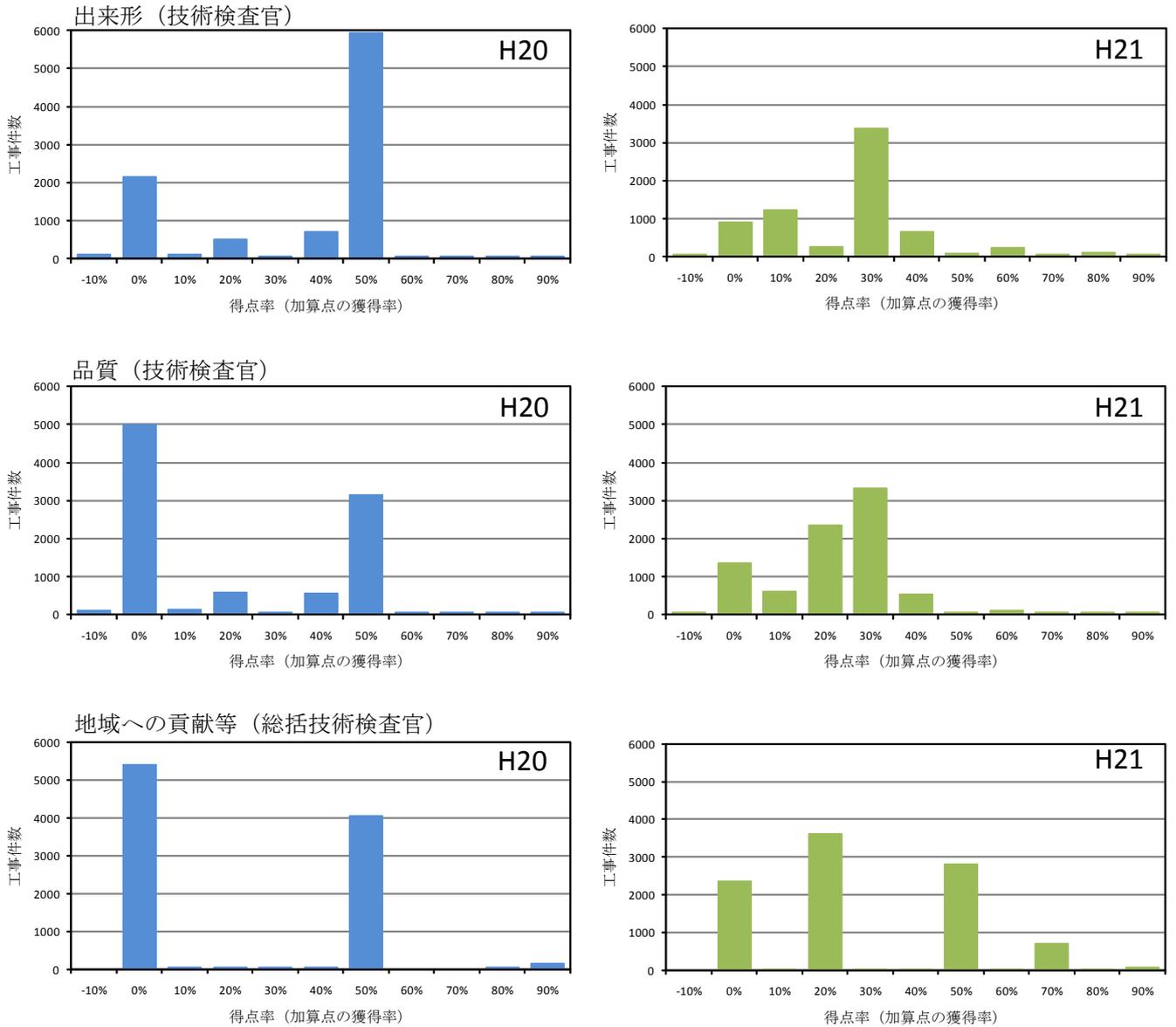


図-1 段階評価の細分化による得点率（加算点の獲得率）分布の変化

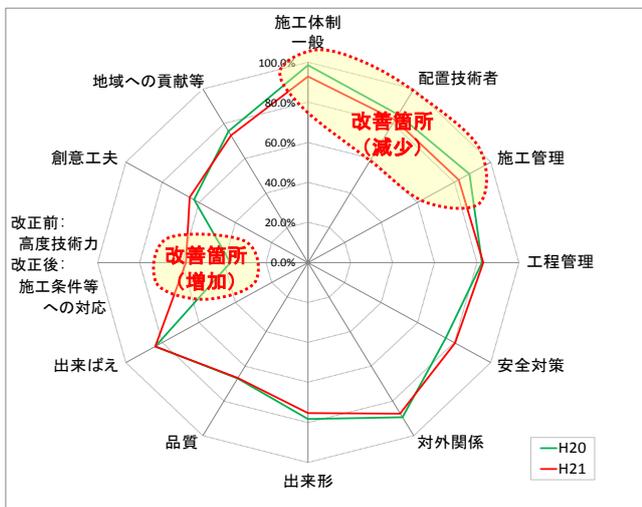


図-2 考査項目別の評定点（標準点+加算点）の平均得点率

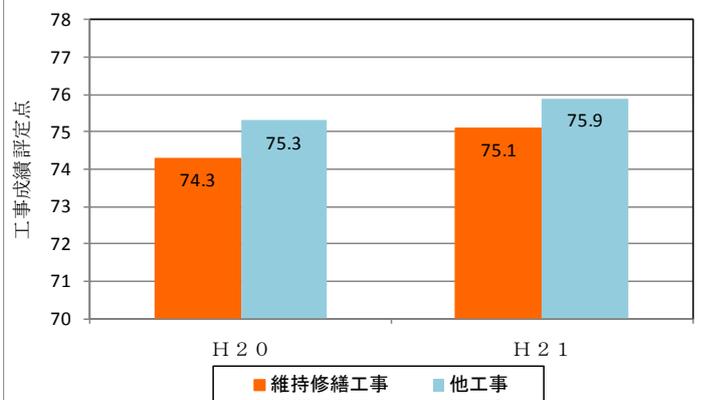


図-3 維持修繕工事と他工事の評定点（平均値）の比較

なった点で評定点の配分や評価対象項目の見直しに伴う一定の効果が現れたものと考えられる。

3.4 「高度技術」から「工事特性」への見直し

図-2には「高度技術力」から「工事特性」への見直しに伴う評定点（標準点+加算点）の平均得点率の変化も示している。評価の観点の見直しに伴い、改正前は他の考查項目と比べて極端に低かった評定点が大きく増加していることがわかる。特異な技術を必要とする工事だけでなく、施工条件の厳しい工事についても一定の加点評価が可能となった効果が現れたものと考えられる。

また、新設工事に比べ特異な技術を必要とする工事が比較的少なく、「高度技術」として加点評価が行いにくかったと考えられる維持修繕工事について、最終的な評定点（平均値）の変化を図-3に示す。「工事特性」への改正後は評定点（平均点）が増加しており、他工事（維持修繕工事以外の工事）の平均点との差もやや縮小していることから、維持修繕工事と新設工事におけるバランスの面でも改善の効果があつたといえる。

4. まとめ

以上、平成21年4月より適用された国土交通省土木工事成績評定の運用改正による効果を、改正前後の国土交通省発注工事の成績評定データを比較することにより行った。その結果は下記のように整理できる。

- 1) 段階評価の細分化を行った「出来形」、「品質」等の考查項目（細別）において、改正により得点率の分布が二局集中型から一定の広がりを持つ分

布に変化したことが確認できたことから、当該項目において従来よりもきめ細かな評価が行われるようになった。

- 2) 考查項目毎の評点配分の見直しや各考查項目について設定されている評価対象項目の見直しを行った結果、従来は工事で満点となるなど得点率が高くあまり差がついていなかった「施工体制一般」等の考查項目についてやや評定点の低下が見られたことから、技術力の差が成績評定に反映されやすくなった。
- 3) 「高度技術」から「工事特性」への考查項目の見直しにより、従来他の考查項目より大幅に低かった得点率が大きく増加したことから、特異な技術を活用した一部の工事だけでなく、維持修繕工事を含む施工条件の厳しい工事についても一定の評価が行われるようになった。

しかしながら、改正からまだ1年間での分析であることから、今後とも成績評定データの蓄積と分析を継続的に行い、現場におけるさらなる運用上の課題の把握や必要に応じた改善策等の検討に努めたい。

参考文献

- 1) 国土交通省：請負工事成績評定要領（2001.3制定、2010.3最終改正）
- 2) 国土交通省：地方整備局工事成績評定実施要領（同上）

坂本俊英*



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課 施工管理技術係長
Toshihide SAKAMOTO

大上和典**



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長補佐
Kazunori OHKAMI

金銅将史***



国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長
Masahumi KONDO